

出産世帯奨学金返還支援事業助成金

東温市では、出産された世帯に、奨学金の返還に要した金額を補助（助成）します。

助成対象者 ①～⑩を全て満たす方が対象となります。

- ① 出生児童が市内に住所を有し、申請時に出生児童と同居（養育）している方
- ② 令和7年4月1日以降に出産した世帯
- ③ 大学等に進学し、その入学時又は在学期間中に奨学金の貸与を受けた方
- ④ 奨学金を遅滞なく返還している方
- ⑤ 申請時点で3ヵ月以上継続して本市の住民である方
- ⑥ 申請から1年以上継続して本市に居住する意思がある方
- ⑦ 市税等を滞納していない方
- ⑧ 生活保護法に基づく保護を受けていない方
- ⑨ 法律に規定する暴力団員等でない方
- ⑩ 過去に同種の補助金を受けていない方



※ 転入の方は、転入して3ヵ月経過後にお子様0歳の場合は申請可能です。

助成対象奨学金 母子手帳発行日から児童が1歳の前日までに返還したもの

- ① 日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金
- ② 都道府県奨学金
- ③ 市町村奨学金
- ④ その他奨学金に準じるもの（自らの修学等を目的として借りた奨学金等の債務者であるもの）

※1 母子父子寡婦福祉資金（就学支度資金・修学資金）については、連帯債務者として本人が返済したものに限りません。

※2 教育ローン等は対象外です。

※3 判断に迷う場合等は、市役所保育幼稚園課までお問い合わせください。

助成金額 上限額 20万円

母子手帳発行日から対象児童が1歳の前日までに返還した奨学金の返還額（千円未満切捨て）となります。ただし、ご夫婦の年齢や出生時期により、対象期間が変わります。

出生日	児童出生時の夫婦の年齢	対象期間
令和7年4月1日以降	35歳以下	母子手帳発行日から1歳の前日まで
	36歳以上	令和7年4月1日又は母子手帳発行日のいずれか遅い日から1歳の前日まで

【お問い合わせ先】 ※受付時間 平日8:30～17:00（土・日・祝日は除く）

東温市 保育幼稚園課 089-964-4484

東温市見奈良530番地1 東温市役所4階②窓口

申請方法

申請書に必要書類を添付し、保育幼稚園課へ提出してください。

- ※申請は、1回の出産につき **1回限り** となります。
- ※申請書は市HPよりダウンロードしてください。
保育幼稚園課窓口でも配布しています。

注意！

※誕生日から1年を
過ぎた場合は申請
できません。

申請期間

児童の誕生日から1年以内（1歳の誕生日の前日まで）
※転入の方は、転入して**3ヵ月経過後**に申請が出来ます。

申請書類

- 東温市出産世帯奨学金返還支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 返還一覧表
- 貸与機関が発行する貸与を証する書類の写し
- 返還を証する書類（預金通帳、領収書の写し、入金一覧表等）
※返還者、返還日、返還額が確認できるもの
- 貸与機関が発行する返還計画の明細写し
※総返還回数、残返還回数、割賦金、残額等が確認できるもの
- 口座名義人・銀行名・口座番号が分かる通帳等の写し
- 運転免許証又は住民票等の写し ※配偶者が市外の場合
- 母子健康手帳 ※チェックを行った後、返却します。

(市HP)



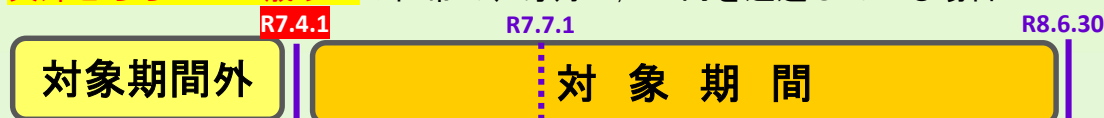
申請例

例1) 母子手帳を令和8年1月10日に発行、令和8年9月10日に出産。誕生日において、夫婦とも35歳以下の世帯で、毎月12,000円を返還している場合



- ・令和8年1月10日から令和9年9月9日の間に返還した奨学金が対象です。
12,000円 × 20か月 = 240,000円 ⇒ **助成金200,000円**

例2) 母子手帳を令和7年1月3日に発行、令和7年7月1日に出産。誕生日において、夫婦どちらかが**36歳以上**の世帯で、毎月12,500円を返還している場合



- ・令和7年4月1日から令和8年6月30日の間に返還した奨学金が対象となります。
12,500円 × 15か月 = 187,500円 ⇒ **助成金187,000円**

※注意事項

本助成金は「一時所得」のため、特別控除50万円を超えた場合は、課税されますので、確定申告等が必要となります。